

関西電力医学研究所 職員等の行動規範等

- 1 職員等の研究者は、次の行動規範に従って行動するものとする。
 - (1) 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
 - (2) 研究費の不正使用を行わない。
 - (3) 研究費の不正使用に加担しない。
 - (4) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
 - (5) 研究費の不正使用を黙認しない。

- 2 研究費を取り扱う職員等にあつては、次の行動規範に従って行動するものとする。
 - (1) 規程及び不正防止計画を理解し研究者に周知する。
 - (2) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
 - (3) 研究費の不正使用を黙認しない。

- 3 職員等が研究費の不正使用を行った場合は、処分等を行い、加えて医学研究所の研究支援事業への応募資格を一定期間停止する。

- 4 職員等が研究費の不正使用に加担もしくは黙認した場合は、処分等を行い、加えて医学研究所の研究支援事業への応募資格を一定期間停止することがある。

- 5 不正防止対策の不徹底により職員等が研究費の不正使用を行った場合及び加担もしくは黙認した場合は、資金執行責任者等にも処分等を行うことがある。

以上